

## 令和元年 第6回教育委員会会議

### 1 日 時

令和元年5月30日（木）

開会 13時30分

閉会 14時46分

### 2 場 所

教育委員会室

### 3 出席者

田中新太郎教育長、金田清委員、横山真紀委員、眞鍋知子委員、西川恒明委員  
新家久司委員

### 4 説明のため出席した職員

新屋長二郎教育参事、臼井晴基教育次長、堀田葉子教育次長、杉中達夫教育次長  
塩田憲司教育次長兼学校指導課長、岡崎裕介庶務課長、中村義治教職員課長、  
清水茂生涯学習課長、田村彰英文化財課長、村戸徹保健体育課長

### 5 議案件名及び採決の結果

議案第12号 令和2年度石川県公立高等学校等における入学者選抜方針について  
(原案可決)

議案第13号 令和元年度石川県立特別支援学校小学部・中学部教科書選定委員会  
設置要項の制定等について (原案可決)

議案第14号 令和元年度石川県立中学校教科書選定委員会設置要項の制定等につ  
いて (原案可決)

議案第15号 石川県産業教育審議会委員の委嘱（任命）について (原案可決)

### 6 報告案件

報告第1号 2020年度石川県公立学校教員採用候補者の採用見込数について

報告第2号 体罰に関する調査について

報告第3号 教職員勤務時間調査の集計結果（平成31年1月～3月及び平成3  
0年度年間集計）について

報告第4号 日本遺産の追加認定について

報告第5号 独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金の額のうち学校の  
設置者が保護者等から徴収する額を定める規則の一部改正について

### 7 審議の概要

#### ・開会宣告

田中教育長が開会を告げる。

#### ・会議の公開・非公開の決定

議案第13号及び議案第14号は教科書採択に関する案件のため、議案第15号  
は人事に関する案件のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条  
第7項に基づき非公開とすることを、全会一致で決定。

- ・ 質疑要旨  
以下のとおり。

議案第12号 令和2年度石川県公立高等学校等における入学者選抜方針について  
(塩田教育次長兼学校指導課長説明)

それでは1ページの議案第12号「令和2年度石川県公立高等学校等における入学者選抜方針について」ご説明いたします。

まず、提案理由ですが、令和2年度の石川県公立高等学校、石川県立特別支援学校および石川県立中学校の入学者選抜の方法等についての基本方針を定めるためでございます。

2の根拠法令等は記載のとおりでございます。

また、小松市立高等学校および金沢市立工業高等学校につきましては、あらかじめ小松市教育委員会、金沢市教育委員会より、選抜方針の策定およびその周知について、文書で依頼を受けておりまして、県立高等学校と併せて選抜方針を定めることとしております。

議案は2ページから17ページにお示ししてございますが、9ページから前年度との対照表がございますので、こちらの資料に沿って説明させていただきます。9ページをご覧ください。

左側列の令和2年度方針の中に下線を引いておりますが、平成31年度との変更箇所として示しております。今年度は年月日以外で前年度からの変更点はございません。

初めに、Iの「公立高等学校入学者選抜方針について」であります。2の「日程」についてご説明いたします。

9ページから10ページにかけて記載してございますが、(1)の「全日制課程の一般入学」につきましては、学力検査等の期日を令和2年3月10日(火)、11日(水)の両日とし、合格者の発表を3月18日(水)といたします。以下、(2)、(3)、(4)、(5)に「定時制課程の一般入学」、「全日制課程および定時制課程の推薦入学」、「連携型中高一貫教育校の連携型入学」、「通信制課程の入学」について、それぞれの期日をお示ししてございます。

このあとの11ページには、3として「一般入学」について、それから12ページには4として「推薦入学」について、13ページには、5として「中高一貫教育校の入学」、14ページには6として「通信制課程の入学」、7として「全日制課程一般入学の学力検査等における救済措置」を記載してございます。年月日以外での変更点はございません。以上が公立高等学校の入学者選抜方針についてであります。

次に16ページをご覧ください。IIの「特別支援学校の選抜方針について」であります。学力検査等の期日を高等部および専攻科は、令和2年2月13日(木)、ろう学校の幼稚部につきましては2月14日(金)とし、合格者の発表を2月28日(金)といたします。

最後に17ページをご覧ください。IIIの「石川県立中学校の選抜方針について」であります。2の「日程」をご覧ください。総合適性検査I、IIおよび面接の期日を、令和2年1月26日(日)とし、選抜結果通知を2月3日(月)といたします。欠員補充につきましては、3月6日(金)までといたします。その他の変更点はございません。以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

【質疑】

質疑なし。

(田中教育長)  
採決を行う。

(各委員)  
異議なし。

報告第1号 2020年度石川県公立学校教員採用候補者の採用見込数について  
(中村教職員課長説明)

報告第1号「2020年度石川県公立学校教員採用候補者の採用見込数」につきまして、お手元の資料27ページにより、ご説明いたします。

教員採用試験の実施期日およびその案内につきましては、前回の教育委員会会議で報告いたしましたが、その際に、5月中旬頃に決定するとしておりました採用見込数について、今回、報告いたします。採用見込み数につきましては、5月1日の児童生徒数の確定を踏まえて決定し、5月10日(金)にホームページで公開し周知を図ったところではありますが、お手元の資料にあるとおり、小学校教諭は140人程度、中・高等学校教諭は130人程度、特別支援学校教諭は、小学部、中・高等部を合わせて30人程度、養護教諭については15人程度とし、合計で315人程度といたしました。合計、内訳ともに昨年度と同数であります。

また、障害のある受験者を対象とした特別選考区分Ⅰの採用見込数につきましては、全ての選考区分で合わせて5名程度とし、全体の採用見込数315人に含むものといたします。

採用見込数は昨年度と同数としておりますが、これは、今年度末も引き続き400人前後の退職者が見込まれている一方で、児童生徒数の減少が見込まれること、また、再任用者が年々増加していることから、これらの要素を総合的に勘案して、昨年度と同数としたものであります。

大学訪問は、就職支援協定締結大学を含め、昨年と同数の32大学を訪問して実施したところであり、本日まで、志願書を受け付けているところでございます。

選考に当たりましては、教員として豊かな教養と専門的知識を有することはもちろんですが、児童生徒に対する教育的愛情を持ち、健康でたくましく、指導力・実践力のある人材を確保したいと考えております。以上で説明を終わります。

(田中教育長)

昨日、厚生文教委員会がありまして、そこで、今年の受験倍率、受験見込み数はどうなっているという質問がありました。今日が締め切りなので、まだ確たることは申し上げられませんが、昨年は全校種あわせて、トータルで4倍でしたけれども、今年は苦戦しています。ここ4年ほど少しずつ、4倍台と言いながら下がってきて、いよいよ4.0倍まで下がっておりますので、今回はちょっと厳しい、3倍台になるのだろうと思っています。今日まで志願書を受け付けていますので、正式に出ましたら、また公表させていただきますけれども、そのような状況です。やはり民間がいいということで、特に中高校の志願者がどうしても減る傾向にあります。逆に小学校は、やはり、教員養成系の大学へ元々入っている皆さんなので、そちらはまあまあ、凸凹なのですけれども、それ以外のところは倍率が下がっています。5回、6回、7回と挑戦しているのに合格できなくて、何回も挑戦する人たちが、やはり民間の就職がいいものですから、諦めてしまうということがあったり、いろいろな意味でやはり働き方改革が必要なのだろうと思います。教員が大変だということも完全に定着しましたので、そのような影響もあるのだろうと思いますし、大学の先生方の話を聞くと、教員養成系以外では、もう、本当に教員に意識が向いていないという話もよく聞くので、またいろいろと今後は、今年の結果

も踏まえて、またいろいろな意味で工夫をしなければいけないのですが、簡単には改善できない課題ではありますけれども、私どもも精いっぱい努力をまたしていかなければいけないのだらうと思っています。

【質疑】

(眞鍋委員)

確認ですが、総合点に 10 点加点する部分で、英語の教員免許を持っているということで、英検準 1 級相当以上の英語力ということになっていきますけれども、この英検準 1 級相当というのは、例えば TOEIC とか TOEFL とかということをきちんと公表されているのですか。

(中村教職員課長)

実施案内に詳しく書かせていただいておりますけれども、三つありまして、実用英語技能検定準 1 級以上、TOEFL iBT が 80 点以上、それから TOEIC L&R が 730 点以上というふうに言及しております。

(眞鍋委員)

それ以外のものは認めないのですか。

(中村教職員課長)

今回の試験につきましては、この三つで実施させていただきたいと思っております。

(眞鍋委員)

はい。分かりました。

(田中教育長)

まだ、退職のピークが、もうちょっと先なので、平準化ということもありますので、再任用が増えている間は、若干、数字は最後の 1 桁の数字を触ったりはしますけれども、こういう水準の採用をしばらく続けていかなければならないと思っています。去年は若干ありましたけれども、幸い今年、現場での講師の不足は今のところ解消されていますが、ただ今後、また年度の途中で出てくる可能性もあります。去年も説明しましたけれども、やはりなかなか厳しい状況で、定職なり、他の仕事に就いてしまったら講師をお願いできる人がいなくなるわけですから、そうすると、今、一生懸命、うちの現場が努力しているのは OB です。退職された方で再任用を希望されずにいる方とか、5 年間の再任用期間が終わってからも、まだ意欲、体力がある方に、ぜひということをお願いして埋めているというような状況で、しばらく、こういう人手不足の状況が続く中では、なかなか厳しい状況にあります。

(横山委員)

いろいろ大学を回っているということで、この倍率の低い中でも教員になりたいという方の志は、本当によほどの強さがあるのではないかと思います。そういった思いとか、あと、本当になりたい方はチャンスだということが発信されていますけれども、それを

学生から何か感じられることとか、特にありましたら教えていただけますか。

(中村教職員課長)

主要大学を回ったときに、アンケートを最後に書いていただいている、そのアンケートをいろいろ見ているのですけれども、4月分については、本当に決意している方が多いわけですから、非常に説明がためになったということが書いてあります。秋の方は、そういったことを少し重点的に、できるだけ魅力を発信するというようなメニューに少し変えていった方がいいのかなと考えています。春は、実際にどういう試験があつて、どういうふうに対処するのかという、実践的な話に、多分、学生たちは興味を示すのでしょうけれども、秋の方は、少し魅力発信の場にしたいと思っております。非常に好印象のアンケートが多かったです。

(田中教育長)

本県は教員はかけがいのない、やりがいのある仕事なのだと、教員の魅力を発信するとともに、働き方改革をきちんと石川県も取り組んでいますとか、若い先生の声など、そういうことを今、いろいろな形で届ける。ただ、全部の県が、今、これがまたなかなかの競争なので、そうなると、実は前にも言いましたけれども、2倍を割って1倍台になっているような県も出てきているような状況なのです。4倍台のところは1倍台、そのような県も出てきていますので、また必死にそういう県も魅力をアピールするのですけれども、やはりそうすると教員の魅力だけではなくて、やはり石川県全体の魅力とか、活気とか、文化の土壌とかを、教員の魅力とともに、石川県の住み良さ、石川県の良さも、やはりアピールしていく必要があります。そのような意味では、商工労働部のUターンの取り組みとかとタッグを組んで、少し幅広に情報発信をしていく必要があるのではないかと思います。

(横山委員)

ぜひ、よろしく願いいたします。

(田中教育長)

教員の魅力ある仕事だけでは、なかなか、どこの県もやり始めていますので、その辺はまた他県がどのようなことをやっているかを見ながら負けずに、ただ、県の魅力はつくってアピールするものではありませんので、持ち合わせているものを、しっかりアピールしていくということかなと思います。

(金田委員)

今、教育長の話の中で、2倍とかという数字が出たりしましたけれども、われわれの経験上、3倍を割ったら大変なことだということは先輩からよく言われていたのですけれども、こういう時代になれば、3倍という数字の根拠そのものも、たくさんの中から選べれば一番いいのだけれども、別に3倍という数字は、事務局の方もこだわらずに、がんがん発信して行って、結果が3倍を割ろうとも、石川県では研修システムがしっかりしているので、そこで訓練していただいて、やればいいのではないかと思います。だから、3倍、あるいは2倍を割るとするのは恐怖ではあるけれども、右肩下がりでとい

う恐怖はありますけれども、あまり意識しないで、思い切って石川県の良さを、魅力あるという職業、選んで間違いない職業ということを発信していけばと思います。魅力ある仕事に就いて良かったということを、ぜひ教職員課が頑張ってください。

(田中教育長)

私も危機感を持っていますけれども、要は先生でもいいという人が減っているのなら問題ないのです。最初から、私は先生になりたいという人が、たとえ3倍台になっても、そういう人ばかりなら、全然、問題ないので。先生でもいいという人が減っているのだったらいいのです。その辺は、やはり選考のときに実技だとか、面接でよく見れば分かりますので。

要は、本当に採用してから育てることが重要なので、そういったところも、若プロで一生懸命対策を取っていますから、そこは前もって対策を講じているつもりです。



## 報告第2号 体罰に関する調査について（中村教職員課長説明）

次に報告第2号、「体罰に関する調査」につきまして、資料28ページにより、ご説明いたします。県教育委員会では、平成24年度に文部科学省の要請により実施した体罰に関する調査を、その後、平成25年度以降も本県独自で実施してきております。調査は、これまでと同様の方法により、平成30年度中に発生した体罰を、児童・生徒および保護者へのアンケート等により確認いたしました。

資料の1「発生件数および処分状況等」をご覧ください。平成30年度の体罰は4校で4件発生しており、内訳が小学校、中学校、高等学校および特別支援学校でそれぞれ1件ずつ、計4件となっております。被害児童生徒数は4名であります。

体罰が発生した場面につきましては、下の2「体罰の場面」の表にありますとおり、小学校および高等学校が授業中、中学校および特別支援学校が部活動となっております。

具体的な事案についてご説明いたします。小学校ですが、運動会の練習中に指導内容と異なる動きをした男子児童をふざけているのと勘違いして、同生徒の右上腕部を1回たたいたもので、けがはなかったものでございます。

中学校の案件は部活動の練習中に指導に従わない男子生徒1名の胸と肩のあたりを押して、背中を用具庫の扉に押し付け、同生徒の左頬を1回平手打ちしたもので、押し付けたときに後頭部に打撲を負ったものでございます。

高等学校の案件です。授業態度が悪く、提出物を提出しない生徒を指導する際、当該生徒の側頭部を拳でたたいたもので、けがはございませんでした。

特別支援学校の案件です。部活動の練習中に指導に従わない中学部の男子生徒1名の左側頭部を、卓球ラケットのラバー部分で1回たたいたもので、けがはございませんでした。以上でございます。

それから、この4件の体罰につきましては、いずれも教育委員会から文書訓告の措置が下されるとともに、管理職等から厳しく指導がなされたところでございます。

体罰の件数は平成25年度以降では、1の下の参考にありますとおり、平成25年度7件、26年度5件、27年度5件、28年度3件、平成29年度4件となっており、今回、平成30年度は4件となっております。

体罰はいかなる場合においても行ってはならないものであり、今後とも体罰は絶対してはならない、体罰は指導法の一つではなく暴力であるということを教員が肝に銘じるよう、機会あるごとにしっかりと指導してまいりたいと考えております。以上でございます。

### 【質疑】

（西川委員）

体罰はあってはならないことだけれども、こういうことが起こって、処分がなされたわけですが、私が心配するのは、児童生徒と体罰を行った先生との人間関係の回復。さらに保護者との信頼関係の回復というのは、恐らく、うまくいっているのだというふうに思うのですけれども、その辺はいかがですか。

（中村教職員課長）

それはもちろん、体罰につきましては、きちんと校長より指導されておりますので、

謝罪も含めて。大人としては、やはり、してはいけない行為をしたわけですから、大人の振る舞いとして謝罪するのは当然のことでございます。

(西川委員)

感想です。過去に対応が遅れたために、非常にトラブルとなったことを私も幾つか聞いています。時を移さず、すぐ児童生徒のケアと保護者への対応を行う。もちろん、皆さんご存じかと思いますが、やはり正直言って嫌なことなので、ついつい遅れがちになることもあると思います。さらに、市教委に報告とか、そういうことを全部済ませてから報告しようというようなことが出てくるように思いますので、管理職研修等で、嫌なことは早くするようにということをご指導いただければと思います。

(中村教職員課長)

報告が遅れたというのも幾つかありましたので、それは絶対しないように、各教委を通して指導していきたいと思っております。

## 報告第3号 教職員勤務時間調査の集計結果(平成31年1月～3月及び平成30年度年間集計)について(中村教職員課長説明)

それでは、報告第3号「教職員勤務時間調査の集計結果」につきまして、別冊資料によりご説明いたします。

このたび、平成30年度第IV期(1月～3月の3カ月分)の集計がまとまり、これによって、昨年度1年間分の調査結果が出そろいましたので、第IV期分と年間の集計結果についてご報告いたします。「1.平成31年1月～3月の集計」をご覧ください。(1)の調査の概要についてですが、アの調査期間、イの調査対象は記載のとおりでございます。

(2)集計結果をご覧ください。1カ月当たりの平均は1段目から順に、小学校が42.0時間、中学校が56.0時間、全日制高等学校が40.2時間、定時制・通信制高等学校が5.6時間、特別支援学校が23.3時間となっており、平成29年度と同時間程度、または微増しています。

次に、時間外勤務時間が月80時間を超える教職員の割合は、小学校は右端の0.6%とその左の3.0%を加えた3.6%となっており、中学校、全日制高等学校は、同様に計算をして、それぞれ17.1%、3.7%で、いずれも割合が減少してございます。

2ページをご覧ください。「2.年間および各期の集計結果」となります。校種別の1行目には「平成30年度」1年分、2行目から5行目には、それぞれI期分からIV期分について記載してございます。各行の上段括弧内には、平成29年度同時期のデータを記載してございます。各校種の1行目、平成30年度をご覧ください。定時制・通信制高等学校と特別支援学校において、若干の増加が見られましたが、小学校、中学校、全日制高等学校において、平成30年度の方が、平成29年度と比べて減少していることが見て取れるかと思えます。小学校、中学校、全日制高等学校については、3ページにグラフを載せてありますのでご覧ください。

「3.校種別年度比較」でございます。上の「(1)時間外勤務時間の校種別月平均」についてですが、各校種において上のグラフが平成29年度、下のグラフが平成30年度の1年間の1カ月当たりの時間外勤務時間を表しています。まず小学校は、本年度の平均が45.6時間であり、昨年度と比べて0.5時間減少し、1.1%の減となっております。また、中学校の本年度の平均は64.4時間であり、昨年度と比べて4.7時間減少し、6.8%の減、全日制高等学校においては、今年度の平均は45.6時間であり、昨年度と比べて3.7時間減少し、7.5%の減となっております。中学校、全日制高等学校につきましては、減少時間の大半が部活動指導となっており、部活動休養日や活動時間の設定により、縮減が図られたものと考えております。一方、小学校においては、英語や道徳の教科化に対応するためのさまざま取り組みにより、教材研究に要する時間の縮減が難しかったものと考えられます。

次に、下の「(2)時間外勤務時間の校種別人数分布」をご覧ください。こちらの各校種の上のグラフが平成29年度、下のグラフは平成30年度を表しており、左から順に1カ月当たりの時間外勤務時間が45時間以下、45時間超えから60時間以下、60時間超えから80時間以下、80時間超えから100時間以下、そして100時間超えの教職員の割合をパーセントで示しています。時間外勤務時間が月80時間を超える教職員の割合は、グラフの右端とその左の割合の合計となっており、計算した結果を下の囲みの中にまとめて記載してありますのでご覧ください。小学校につきましては、平成29年度の10.4%

から、平成 30 年度は 8.8%となっており、1.6 ポイントの減、中学校につきましては、36.2%から 30.3%になっており、5.9 ポイントの減、全日制高等学校につきましては、13.8%から 7.9%となっており、5.9 ポイントの減となっております。

いずれの校種においても月 80 時間を超える教職員の割合が減少しており、業務改善や業務分担の適正化が一定程度進んでいると考えておりますが、中学校、全日制高等学校に比べて小学校の減少ポイントが低くなっているのは、部活動がなく教材研究が時間外勤務の大半を占める小学校においては、先ほども申し上げましたように、英語や道德の教科化など新たな対応が必要となっているためであると考えております。

次に、4 ページの「4.月別推移 (1) 時間外勤務時間の平均」をご覧ください。下のグラフは、校種別に月ごとの時間外勤務時間の平均の推移を表していますが、平成 29 年度同様、平成 30 年度も全校種共通して、4 月から 6 月に前期のピークがあり、8 月が一番短く、9 月から 11 月に後期のピークがあります。どの校種においても、年度当初の 4 月から 6 月は、新年度の事務処理にかかる時間を多く必要とし、時間割作成、入学式、健康診断、PTA 総会、遠足、さらに、中学校や高等学校においては、春季大会、高校総体、中間考査など多くの行事があり、1 年の中で特に仕事が集中する時期であります。8 月は夏季休業中であり授業がなく、勤務時間内にさまざまな業務をすることができることから、1 年間で最も時間外勤務時間が少ない月であり、部活動指導のある中学校、全日制高等学校以外の校種では、時間外勤務時間は 1 桁となっておりますが、中学校や全日制高等学校においては、週休日に行う部活動の練習や試合等に要した時間が一定程度あったものと考えられます。9 月から 11 月にかけては 2 学期が始まり、夏休みの宿題チェックや課題テスト、採点・評価、そして、運動会や体育祭、文化祭、修学旅行などの秋の行事の他、部活動の新人大会等により、時間が増えているものと考えられます。また、1 月から 3 月にかけては、平成 29 年度は、大雪の影響で、休校や授業打ち切りなどの措置を行った学校が多く、また、帰宅時の交通渋滞を避けるため、やむを得ず退校時間を早めた教職員も多く、時間外勤務ができない状況が見られました。一方、平成 30 年度は暖冬であり、若干の増加となって表れたものと考えています。

グラフの形は、平成 29 年度とほぼ同様となっており、中学校、全日制高等学校においては、部活動の活動時間の設定等によりほとんど全ての月において、昨年度より減少していますが、その他の校種においては大きな変化が見られませんでした。

次に 5 ページの「(2) 時間外勤務時間が月 80 時間超の人数の割合」をご覧ください。豪雪による休校等の関連で増えた小学校の 1 月と 2 月、中学校の 2 月を除いては、平成 30 年度は平成 29 年度よりも月 80 時間超えの人数の割合が減少しています。特に、全日制高等学校においては、9~10 ポイントの割合で減少している月も多くあり、中学校においても、9 月には 11 ポイント減少するなど、教職員の意識改革や業務改善が進んでいるものと考えられます。

6 ページ以降には、これまで同様、小中学校については抽出調査、県立学校については全数調査による平成 30 年度のⅣ期における職種別や年齢別、男女別などの項目別集計結果について、それぞれの時間外勤務時間の内訳を教材研究、校務分掌、部活動の三つに細かく分類して載せてあります。項目別の特徴は、平成 29 年度とそれほど大きな変化はございませんでした。教頭・主幹教諭などの中間管理職等の時間外勤務が職種の中で一番長くなっていること、それから、時間外勤務時間の内訳を見ると、教材研究や部活動は、年代が低いほど長く、校務分掌は年代が高いほど長くなっている傾向がある

ことなどであり、個別の説明は省略いたします。

以上で、本件の説明を終わりますが、今年度も引き続き、多忙改善の取り組みを進めるとともに勤務時間調査を行うこととしており、3カ月ごとの集計結果がまとまり次第、順次ご報告させていただきます。以上でございます。

(田中教育長)

取り組みの1年目と、今、2年目に入りまして、今年度の数字はまた3カ月ごとに、随時、報告をさせていただきます。中高校は部活で減りましたということですがけれども、小学校はなかなか仕事が増えるばかりで、減らした分が、部活がない分だけみんな消えてしまっているというような状況です。まだまだ、働き方改革といいますか、取り組みを深掘りしていく必要があると思います。そのような中で3年後に80時間超を0にするという取り組み方針の大きな目標も掲げておりますので、そのような意味では、この80時間超が減ったとはいえ、まだまだいます。もう少し、その分布を見ると、少ない人と多い人に偏りがあるので、やはり業務の平準化である校務分掌とか仕事の分担の平準化、あるいは協力体制、そういったものを2年目はしっかりやるようにということで通知も出し、今年度はそこを重点的にさらに取り組んで欲しいということ、県立学校および市町教委を通じて、学校にお願いしているところです。まだまだ自分たちでできる、業務分担の平準化は努力の余地があると見ておりますので、全体の総量を減らすと同時に、偏りをなくすということも併せて、2年目はしっかりやっていくことを意識付けしていきたいと考えています。

【質疑】

(西川委員)

校長に聞きましたところ、その中で苦労しているのは何かといたら、調査物の多さだと。ただ、県とかの調査は電子ベースが増えたので非常に助かっているが、国の調査は相変わらずペーパーベースで、これが大変だという声をたくさん聞いています。調査に協力することも必要なのだろうけれども、ぜひ提出は電子ベース、これをぜひ押し進めていただければ、かなり軽減されるかなと思います。

(田中教育長)

これに3年取り組んでいますけれども、最近、いろいろなところに出ていますので、教育委員会にとっても、この前も言いましたけれども、最後は二つしかないのです。定数を増やすか、仕事を減らすか、最後はどちらかなので、国がどちらにかじを切ってくれるのか関心を持って見ているわけですがけれども、先ほど言いましたように、仕事を減らす方向には、どうも、教育の本体ほど、あれもやりなさい、これもやりなさい、プログラミングもやりなさい、道徳もやりなさいと。では、そういう、せめて調査物、おっしゃったとおり、国の調査物を文科省はもっと思い切って精選してほしい、あるいは毎年のもを2年に1回にするとか、3年に1回する、まだまだ努力の余地があると思っています。そのことがまた、教育長協議会や、いろいろなところで言っていかなければいけないと思っています。それか、どちらかしかないので、3年間やってみて、努力をして、こういう結果が残ったということになれば、そのデータを持って、また国にも申し上げていきたいと思っています。最後はどちらかですから。

(金田委員)

県庁もそうですし、学校という組織もそうだけれども、スクラップ化をもっともっと怖がらずにやる。ここの組織もそうだけれども、前任者がやっていたから俺のときにはスクラップしたくないというのは、それがあつ限りは、それは3年たとうと6年たとうと難しいと思います。だから、校長が思い切ってスクラップできる能力と勇気がなければ、私はスクラップを行うのは、なかなか難しい問題だと思います。行政の継続性、あるいは教育の継続性の中でやっていくというのはあると思うのだけれども、去年やった研究、それもやらなければいけないのに、今年、新たに研究が入ってきた。学校の先生は大変だと思います。そういう中で子どもに対する時間がなくなってしまうのではないかなと思います。ぜひ、スクラップをやっていくという勇気を組織は持たなければならぬなという思いがします。

(田中教育長)

人事評価にも、働き方改革を管理職、一般職員とも取り組んでいくということを人事評価の項目に入れましたので、働き過ぎが人事評価が高いということは、もうありません。そういうことはしっかりしないと、そうしないと、本当に意識改革が進まないの。分かっているはずなのだけれども、やはり怖くてできないとか、いろいろあるので。あるいは地域の目とかいろいろなことを気にしている。でも、そこは違ふと。やり過ぎ、頑張り過ぎは駄目だという話なので、頑張り過ぎの先生がスタンダードになったら大変ですから、そういうことを今一生懸命職員に見せていますけれども、やはり扱っている内容が教育で子どもということなので、なかなか先生としては、金田委員がおっしゃったようなところには、まだまだ動いていない部分が多いと思うので、やはり2、3年、じっくり時間をかけて、課題が出てきたら、課題も見ながら進めていきたいと思っています。昨日もそんなやりとりが委員会でもありました。

(新家委員)

ちょっと教えてほしいのですけれども、今、極端な言い方かもしれませんが、まず教育というのは、多分、やることはいっぱいありますし、時間をかければ、何かものすごく良いものができるかといつたら、またそういうものでもないですし、その到達点というか、それを何か決めないと、多分何もならない。その到達点は、多分、教頭先生か、学校の学年主任と、どの程度までやるのだということを、いかに共通にしていくなかということなのだろうと勝手に理解しているのですけれども、そういう機会というのは、現場としてどのような形で各学校は持っているのですか。

それぞれの先生に任されているのか、多分、違ふと思うのですけれども、どういうふうな形で、どういうふうな、要は、ここまでやろうとか、このようなことをやろうとか、何かそういうものがないと、多分、時間をかければ時間はどれだけでもかかるので、それがその数字に全部反映されていく話なので、ぜひ、そういうところを教えてください。

(中村教職員課長)

例えば英語の授業をするときは、学年で英語の教員がさつと集まって、例えば、小テ

ストは誰が作る。それは、例えばフラッシュという、いろいろな単語が画面に出て、生徒がどんどん答えていくような、そういうものは誰がつくるというような、分担しながら、それでこの授業のやることも、これぐらいのことはやりましょうと。あとはその上で、教員がどういうふうに色を付けていくかというようなことは独自性に任せる。全員がもっとやりたい、もっとやりたいというと、どんどん時間がかかっていきますので、分担をしながら授業のここまで教えようというのは、共通理解をするような場面は非常に出てきています。そういうふうにして、授業のレベルを合わせるというのはありますし、分担で仕事を減らすという意味もありますし、共通理解を持つという、そういうことをやっています。小学校はちょっと分からないですけども。

(西川委員)

小中学校では、学校の大目標があります。それに基づいて、その年の各学校の取り組みの重点をまず4月当初に決めます。その進捗状況のチェックとか対応策は、私がやってきたのは、月曜日のある1時間を主任の先生の空き時間を合わせて、そこで主任会議をやって進捗状況対応策を話し合っ、その週をやっていきます。そしてまた職員会議で、それまでの取り組みの結果とか、では今度はこうしましょうというようなことを話し合いながらやっています。残念なことに小学校に多いのですけれども、学級ノートというのがあります。複数、同じ学年の教室にあるところにも、隣同士の先生でありあまり話をしない。ライバルというか。私はそれはやめてくれと。せめて同じ学年の隣同士のクラスは、同じようなことをやっていたらいいと、いずれ保護者に、今年の先生ハズレとか、今年の先生当たりとまで言われるようになりますよと。従って、その最低限の同じことをやるという、これを合わせた上で自分の味付けをするようにしてくださいというような話をしています。恐らく、今、小中学校では、そういう動きではないかなというふうに私は理解しています。

(田中教育長)

教材の共有化とか、みんなで同じにそろえて、授業はきちんとやろうというのは、そこはそろってきています。でも、それで時間が浮くと生徒指導とか、不登校の子とか、結局、先生方は授業を合理化して教材準備やら共有化されると、空いた時間をできなかったこと、自分として十分やっていないと思っているところに、またかけてしまうのです。そういうところが先生方のさがなので、それもやらないでいいというわけにはいかないのです、そこが難しい。

だから、会議を減らしたり、行事を減らしたりなど、生徒指導とか学力をしっかりと付けるというところ以外のところで、今、なるべく無駄を省くようにということを一生懸命言っています。そのためには保護者の皆さん、地域の皆さんにもご理解いただいて、行事の数を減らす、あるいはやるのなら地域の皆さんにスタッフで入ってもらって、先生の負担を減らすとかを、今、そちらの方でと考えています。

(新家委員)

そうだと思います。

(田中教育長)

それ以外のところを、今、一生懸命、まずはつって、その分減るはずなのですが、その分をまた今までできなかった分に当ててしまう。その辺は、なかなか時間がかかります。

(新家委員)

確か、昨年度は、何か委員会をつくってプロジェクトみたいにしてやられていたのですが、今年もやるのですよね。

(田中教育長)

引き続きやります。

(新家委員)

またその辺で、去年の反省も踏まえて、では今年、どうやっていこうかというのを、また検討していただければと思います。

(田中教育長)

そういう意味で3年間という目標があるので、2年目、3年目とそういうことを見ながら。本当は重点化すればいいのですね。今年はこれ。1学期はこれ。今週はこれと。あれもやらなければ、これもやらなければと、みんな中途半端というのが一番駄目だと思うので、その辺がなかなか難しいのですけれども。また、学校現場の話を聞きながらいろいろ手当てをしていきたいと思っています。



## 報告第4号 日本遺産の追加認定について（田村文化財課長説明）

報告第4号、「日本遺産の追加認定」につきまして、資料29ページをお開き願います。

今月20日、加賀市、輪島市、小松市を含む全国32市6町が既に日本遺産に認定されている「荒波を越えた男たちの夢が紡いだ異空間～北前船寄港地・船主集落～」に、金沢市を含む全国5市2町が、新たに追加認定されました。

また、小松市が認定されています日本遺産『珠玉と歩む物語』小松～時の流れの中で磨き上げた石の文化～は、構成文化財が、今回新たに5件追加されました。

1の「日本遺産について」でございますが、日本遺産の制度の概要でございます。記載のとおりでございます。

2の「北前船寄港地・船主集落」の認定自治体については、次の30ページに、今回認定されました自治体を含めた全国の認定自治体の位置図を添付しております。平成29年は、本県の加賀市を含めた7市4町、平成30年は、本県の輪島市、小松市を含めた25市2町、今年度は記載のとおり、本県の金沢市を含めた全国5市2町が追加認定され、合わせまして16道府県の37市8町、合計45自治体が認定となっております。

構成文化財としましては、31ページに一覧、32ページにその位置図、33ページに主な文化財の写真を添付しております。写真の方ですが、写真の上段は、北前船で財を成しました廻船問屋の住宅であります国登録文化財の観田家住宅・主屋・西塀・西藏、中段の方が、北前船の船主が寄進しました市指定文化財である本龍寺鐘楼、下段は同じく寄進されました粟崎八幡神社奉納絵馬額面など10件でございます。

3の「小松の石文化」に追加された構成文化財については、34ページに一覧、35ページに主な写真を添付しております。「日用川の石垣」「那殿山のメノウ産出地と奇岩および周辺建物」「八幡を中心とする丸谷焼の陶彫（置物）」「安宅愍念寺のたんころ石の擁壁」「滝ヶ原石の石材加工技術」の5件でございます。

「北前船寄港地・船主集落」につきましては、認定された市町で構成します協議会におきまして、これまで、ホームページ、ガイドブックの製作や共通ガイドの育成など、情報発信、普及啓発に取り組んでおりますが、近年では、旅行商品に載せていただくようにもなっております。今後も今回認定されました市町も加えた全国の関係市町が連携し、広域的な取り組みを進めることとしております。

また、「小松の石文化」につきましても、今回の追加認定によりまして構成文化財に厚みが加わったことから、小松市では、今後も商工団体等と連携し、情報発信に努めていくこととしております。

県といたしましては、今後とも関係部局と連携し、認定を受けた市町の取り組みに対し、引き続き、指導・助言するなど、必要な支援を行ってまいりたいと考えております。以上です。

（田中教育長）

これも昨日の厚生文教委員会で報告したのですが、北前船の方がこれだけたくさん関係者、自治体があると、うまく連携してつないでいけるのかという話があるので、すけれども、これだけ広がると、旅行商品もつくりやすいはず。全部入れようと思ったら、こんなにたくさん回れる旅行商品はなかなかないので、例えばブロック、隣県同士で何かまとまって旅行商品化するとか、あるいはクルーズ船が来たらクルーズ船の

ところでPRして、旅行商品化していくとか、いろいろなことをまたやっていかなければいけないのですけれども、協議会が国の財政支援も受けて、いろいろ協議をして、広域的にやるという意味でいいのですけれども、それぞれの一市町になるとなかなか。埋没しないようにという話があるようです。小松は単独で認定を受けて、小松市が一生懸命になって、今、経済界の皆さんを含めてやっていますから、小松は意外と活発に目立つ形で県内ではやっています。金沢市も秋にいろいろイベントをやったりするようですし、金沢港に入ったクルーズ船のお客さんに、金石と大野のまち歩きマップみたいなものを配るとかというようなことも、今、やっているようです。

観光戦略推進部に話を聞くと、宣伝して、来たらやはり受け入れ体制がしっかりしていないと、宣伝だけが先行してしまう。行ったけれども公開もしていなかったとか、案内してもらえなかったと。しっかり準備してPRしないと、それがてれこになってしまうと、なんだという話になってしまうので、難しいところなのです。認定を受けたら、さあ明日からというわけには、なかなかいかないのです。特にこの金石のあたりも、やはり非公開のものもあったりするので、公開体制をどうするかということもあるみたいです。やはり自治体を中心になって、今後の受け入れ体制をしっかり構築することをまずやって、それからしっかりPRしていくということをやらないと、行ったけれども、何も見せてもらえなかったとか、公開していなかったとかでは大変なのです。

まさにそういうことが、今、大きな課題になっていることなので。資産の厚みが加わったということはいいことだと思います。

#### 【質疑】

質疑なし。

報告第5号 独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金の額のうち学校の設置者が保護者等から徴収する額を定める規則の一部改正について  
(村戸保健体育課長説明)

36 ページをご覧ください。報告第5号「独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金の額のうち学校の設置者が保護者等から徴収する額を定める規則の一部改正」についてご説明いたします。

まず、はじめに「災害共済給付制度の概要」についてご説明します。37 ページをご覧ください。

この共済制度は学校の設置者が保護者等の同意を得て、日本スポーツ振興センターとの間に災害共済給付契約を結び、学校管理下における児童生徒等の災害に対し、災害共済給付を行うものです。具体的には、下段「災害共済給付の内容」の表にありますように、児童生徒の負傷や疾病などに対して、右側の欄に記載されている医療費や見舞金などを支給するものです。全国一律の制度であり、今回改正する共済掛金については、学校設置者と保護者で負担することとされています。

38 ページをご覧ください。今回の改正の概要について、説明いたします。改正の理由につきましては、高等学校での事故等による給付支出が増加したことから、政省令が改正され、高等学校全日制及び特別支援学校高等部に係る共済掛金額が引き上げられることとなったためであります。

改正の内容につきましては、政令で定める共済掛金額が1840円から2150円に改定されたことに伴い、県規則で定める保護者負担分を1510円から1770円に改めるものです。なお、今回の改正において、保護者が負担する額の割合は、これまでどおり82%と変更はございません。

施行年月日は、平成31年4月26日です。関係政省令が先月、4月23日の閣議決定を経て、26日付けで公布・施行となったことから、本県の規則の改正についても同日付けで教育長専決をして、今回、教育委員会会議に報告させていただきました。なお、共済掛金の額の改定とともに、政令改正の中で死亡見舞金が2800万円から3000万円に、また、障害見舞金が障害の状態に合わせて増額されており、給付内容の充実も図られています。施行年月日については、4月26日ではありますが、給付に関しては4月1日にさかのぼって適用されることとされており、以上で説明を終わります。

(田中教育長)

いつ閣議決定されて政令が出るか分からず、4月開催の教育委員会会議後に施行日が閣議決定されたので、過去もそうですが、教育長専決という形でとらせていただき、今回、報告ということにさせていただきました。

【質疑】

質疑なし。

(田中教育長)

以降の審議は非公開となるため、傍聴人の退席を促す。

議案第 13 号 令和元年度石川県立特別支援学校小学部・中学部教科書選定委員会  
設置要項の制定等について

塩田次長兼学校指導課長が説明し、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決  
された。

議案第 14 号 令和元年度石川県立中学校教科書選定委員会設置要項の制定等につ  
いて

塩田次長兼学校指導課長が説明し、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決  
された。

議案第 15 号 石川県産業教育審議会委員の委嘱（任命）について

塩田次長兼学校指導課長が説明し、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決  
された。

・閉会宣言

田中教育長が閉会を告げる。